

令和 7 年度前橋市クマ対策に係る柿の木伐採奨励金交付事業要項

令和 7 年 1 1 月 7 日から適用

取扱担当課 前橋市役所農政課（7 階） 電 話 0 2 7－8 9 8－6 7 0 3（直通） 0 2 7－2 2 4－1 1 1 1（内線 3 7 0 3） 電子メールアドレス nousei@city.maebashi.gunma.jp
--

この奨励金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	クマが柿を求め民家の庭先に出没するのを未然に防ぐ対策として、柿の木の伐採に対して奨励金を交付するものです。
内容	奨励対象者 大胡地区、宮城地区、粕川地区、富士見地区、田口町、小坂子町、嶺町、金丸町に土地を所有し、所有地内に植えてある柿の木を伐採した者。 なお、次に掲げる暴力団排除に関する要件全ての事項に該当することとします。 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 2 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。 3 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 4 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 5 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 6 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 8 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。
交付金額等	1 交付（予算）金額 1，5 0 0，0 0 0 円以内 2 交付額 1 0，0 0 0 円／1 本 3 交付上限額 1 世帯 3 本 3 0，0 0 0 円まで
交付条件	1 奨励対象者は、事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 2 奨励対象者は、事業に係る関係書類を事業終了後 5 年間保存し、

		提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。 3 奨励対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この交付要項及び交付決定通知に付された交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。
交付手続等	交付申請の方法、時期等	奨励金の交付を受けようとする場合は、申請期間内に次の書類を提出してください。なお、押印は省略することが可能です。 1 奨励金交付申請書兼誓約書 2 添付書類 写真貼付書 ・伐採前後の柿の木の状況が確認できる日付入りの写真を写真貼付書に貼付けてください。 ・木が複数本ある場合は、それぞれの伐採前後の日付入りの写真が必要となります。 ・伐採前と伐採後で、可能な限り同じ角度で撮影をしてください。 ・やむを得ず日付入りの写真を貼付できない場合は、余白に撮影日を記載し、記載内容に相違ない旨を記入してください。 【注】書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話や現地確認を行う場合があります。 3 申請期間 令和7年11月7日から令和8年2月27日まで
	交付決定の時期等	申請書類等の審査や必要に応じて実地調査を行い、受理した日から30日以内に、奨励金の交付の可否、金額等を決定し、奨励金交付決定通知書により通知します。 なお、審査の結果、交付予定額の合計が今年度予算額を上回る場合には、事業を終了します。
	請求の方法 支払時期等	1 交付決定後、奨励金交付請求書により請求してください。 2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。
	交付決定の取消し又は奨励金の返還	1 次の場合は、奨励金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 (1) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付決定又は交付を受けたとき。 (2) この要項、奨励金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。 2 上記の規定は、奨励金の額が確定した後においても適用されます。 3 上記1の交付決定の全部又は一部が取り消された場合、指定された期限までに奨励金を返還しなければなりません。
	申請書等の様式	1 奨励金交付申請書兼誓約書（様式第1号） 2 写真貼付書（様式第2号）

		3 奨励金交付決定通知書（様式第 3 号） 4 奨励金請求書（様式第 4 号） 5 奨励金交付決定取消及び返還通知書（様式第 5 号）
--	--	---